

消費税率引上げに伴う保険料改定のお知らせ

拝啓 平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2019年10月1日から消費税率が10%へ引き上げられることに伴い、瑕疵保険商品の保険料を改定しますので、次のとおりご案内を申し上げます。

何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

概要	2019年10月1日からの消費税率の引上げに対応して、瑕疵保険商品の保険料を改定いたします。
対象商品 (瑕疵保険全種目が対象です)	<ul style="list-style-type: none"> ●あんしん住宅瑕疵保険 ●あんしんリフォーム工事瑕疵保険 ●あんしん大規模修繕工事瑕疵保険 ●あんしん既存住宅売買瑕疵保険 ●あんしん既存住宅個人間売買瑕疵保険（検査事業者コース） ●あんしん既存住宅個人間売買瑕疵保険（仲介事業者コース） ●あんしん住宅延長瑕疵保険
適用開始日	<p>2019年10月1日以降に弊社が新規申込みを受理する保険契約から、改定後の保険料を適用いたします。</p> <p>※検査手数料は、新規申込受理日が2019年4月1日以降、かつ、最終検査合格日が10月1日以降の保険契約について消費税率10%を適用します。</p>
保険料等一覧の確認方法	<p>2019年8月9日(金)から本改定に対応したパンフレット等を弊社ホームページ（パンフレット等掲載先：https://www.j-anshin.co.jp/pamphlet/）で公開いたします。</p> <p>なお、パンフレット等に記載のない保険料の確認や見積りをご希望の場合は、取次店または弊社営業所までお問い合わせください。</p>

ご注意事項



2019年9月30日までに弊社に受理されなかった保険契約申込みは、10月1日以降の受理となり、改定後の保険料を適用いたします。

誠に恐れ入りますが、取次店や弊社への必要書類のご提出やあんしんWebシステムによる申請はお早目に行っていただきますようお願い申し上げます。

本ご案内は瑕疵保険の保険料の改定等についてのみご説明したものです。詳細は下記までお問い合わせください。また、各種瑕疵保険のお申込みにあたっての詳細は別途、商品パンフレット、契約内容のご案内等をご確認ください。



国土交通大臣指定 住宅瑕疵担保責任保険法人
国土交通大臣登録 住宅性能評価機関
株式会社住宅あんしん保証

■本社
〒104-0031 東京都中央区京橋1-6-1 三井住友海上テブコビル6階
TEL.03-3562-8122 (平日9:00~17:30)
(ホームページ) <https://www.j-anshin.co.jp/>

■営業所一覧

東京営業所	TEL：03-3562-8122	FAX：03-3562-8031
札幌営業所	TEL：011-223-7323	FAX：011-223-7324
仙台営業所	TEL：022-714-8114	FAX：022-714-8113
名古屋営業所	TEL：052-212-5210	FAX：052-218-7020
大阪営業所	TEL：06-6232-5033	FAX：06-6232-5032
福岡営業所	TEL：092-436-1388	FAX：092-436-1389